

～印刷機利用団体～登録について

■ 印刷機利用団体登録とは？

瑞穂町教育委員会は、町民の社会教育の奨励のため、印刷機利用団体として登録をした団体に対して、印刷機を無償で利用してもらうことで、その活動の支援をすることを目的としています。

■ 登録の対象となる団体は？

- (1) 瑞穂町子ども会連合会に加入する単位子ども会
- (2) 瑞穂町社会教育関係団体
※瑞穂青少年吹奏楽団、文化連盟加盟団体、体育協会加盟団体、各小中学校PTA、生活学校等
- (3) 青少年の健全育成に携わる団体
※瑞穂町青少年問題協議会地区協議会、ボーイスカウト等
- (4) 社会教育の奨励のために活動する団体
※町民を対象として町内で活動をするスポーツ・レクリエーション・学習団体等
- (5) 町の区域内に事務所又は代表者の住所を有し、町民を対象とした活動をしている団体
※町内会、寿クラブ等

■ 登録が認められない団体は？

- (1) 町内に住所(事務所)又は連絡先のないものが利用しようとするとき
- (2) 個人の目的や営利、宗教等を目的とした活動等で利用しようとするとき
- (3) 教育委員会において不相当と認められるとき

■ 団体登録するには？

- (1) 「印刷機利用団体登録申請書」に必要事項を記入し、社会教育課社会教育係(役場庁舎3階)へ提出してください。
- (2) 登録団体として認められた場合は「印刷機利用団体登録認定証」を発行します。
- (3) 登録の時期は、認定をした日からその年度の終わる日までとします。

■ 利用できる印刷機の設置場所は？

- (1) スカイホール
完全休館日(広報でお知らせします)以外の午前9時～午後4時30分
- (2) 生涯学習センター
平日の午前9時～午後4時30分
- (3) 元狭山コミュニティセンター
休館日以外の午前9時～午後4時30分
- (4) 武蔵野コミュニティセンター
休館日以外の午前9時～午後4時30分
- (5) 長岡コミュニティセンター
休館日以外の午前9時～午後4時30分

■ 申請及び問合せ先

瑞穂町教育委員会 教育部
社会教育課 社会教育係
(役場庁舎3階)

TEL : 042-557-6695

FAX : 042-557-2693